

十月の比の菊

——『古今著聞集』『草木』部第六六三話試論

館野文昭

要旨

『古今著聞集』は、建長六年、橘成季という人物によつて編まれた説話集であり、七〇〇を超える説話が三十の編目に部類されて収められている。同集には多岐にわたる主題の説話が収められているが、詩歌管絃の説話の収集が発端であったことが跋文に記されている。即ち、詩歌管絃に関する説話の集める過程で、それ以外の分野の話題の説話も目ずから蒐集され、最終的に集まった説話を三十の分野に分類したものであるという。実際『古今著聞集』を紐解けば、「和歌」部以外の編目にも和歌・歌人に関する説話が収載されていることが確認できる。また他出の見えない説話も多く、その一部は、しかるべき記録に基づく、史実に基づく逸話であると考えられる。

本稿ではそうした史実に基づくと思しき歌人説話の一つである、「草木」部第六六三話「順徳院御時侍従宰相定家大藏卿為長をして菊花を詠せしめ給ふ事」を取り上げ、説話の背景にある歌字知について考察し、それに基づき説話の具体的読解を行う。さらに同説話を順徳天皇内裏の詩歌壇の一面を示す史料として位置づける。

はじめに

『古今著聞集』という説話集がある。鎌倉時代中期・建長六（一二五四）年、橘成季という人物によって編まれた説話集であり、七〇〇を超える説話が、神祇・釈教から草木・魚虫禽獸に至る三十の編目に部類されて収められている。^①

その各説話の採取方法・編纂事情については、跋文に記述がある。^②

この集のをこりは、予そのかみ、詩歌管絃のみち／＼に、時にとりてすぐれたるものがたりをあつめて、絵にかきとゞめむがためにと、いそのかみふるきむかしのあとより、あさぢがすゑの世のなさけにいたるまで、ひろく勘へあまねくしるすあまり、他のものがたりにもよびて、かれこれきゝすてずあつむる程に、夏野の草ことしげく、もりのおちばかずそひ侍にけり。これ、そこはかとなきすゞることなれども、いにしへより、よきこともあしきことも、しるしをき侍らずは、たれかふるきをしたふなさけをのこし侍べき。これによりて、或は家々の記録をうかがい、或は処々の勝絶をたづね、しかのみならず、たまほこのみちゆきずりのかたらひ、あまさかるひなのでぶりのならひにつけて、たゞにきゝつてにきく事をもしるせれば、さだめてうける事も、又たしかなることもまじり侍らんかし。つめに部をわかち巻をさだめて、卅篇廿巻とす。

即ち、集を編むに当たつての依拠資料には、口承によるものだけでなく、しかるべき記録といった文字資料に基づく比較的史料として信用できるもの（「たしかなること」）も含まれていることが窺える。『古今著聞集』は、その史実性については個々の説話ごとに考えてゆかなければならないという問題はあつたものの、一定の留保を付けた上で史

料としても活用可能なテキストであると言える。同集に他出の確認できない説話が数多く収められていることを考えれば、ある意味において貴重な史料であると言えるだろう。

また編目の多種多様さから分かるとおり、同集には多岐にわたる主題の説話が収められているのではあるが、詩歌管絃の説話の収集が発端であったことも跋文には記されている。即ち、詩歌管絃に関する説話の集める過程で、それ以外の分野の話題の説話も自ずから蒐集され、最終的に集まった説話を三十の分野に分類したものであるという。序文においてはこの跋文とは若干異なる成立事情が述べられており、真実は定かではないけれども、詩歌管絃に関する部立である「文学」「和歌」「管絃歌舞」の三編以外においても、儒者や歌人あるいは楽人が話題の中心となる説話が多数収録されていることは事実である。つまり『古今著聞集』は詩歌管絃の史的断面を窺うための史料として有益であると言えるのである。

本稿では、和歌・歌人に関する史料としての側面に光を当ててみたい。『古今著聞集』の「和歌」部に関しては、既に和歌文学研究者を中心とした注釈も存する一方で、それ以外の和歌・歌人説話に関しては、和歌文学研究の視座での分析が聊か手薄な感がある。そこで本稿では、「和歌」部以外の箇所に見える歌人説話を一話取り上げ、とりわけ和歌文学の視座から考察を加える。そして、それを踏まえて、当時の歌壇の一面を窺ってみたい。

一、『古今著聞集』「草木」部の定家説話

藤原定家（一一六二～一二四一）といえは、和歌史に燦然とその名を輝かす歌人であるが、『古今著聞集』「草木」部にその定家が話題の中心となる説話が二つ並んでいる箇所ある。両説話は以下の通りである。

◆六六二「冷泉中将定家南庭の八重桜の枝を折取る事」

承元四年正月の比、内裏大炊殿にて日給はて、源仲朝已下、藏人町へまかりけるに、大炊御門おもての唐門より、なへくとある衣冠の人まいりけり。主殿官人が朝ぎよめにまいるにやと見侍ければ、しりさへよられたるうすあをのひとへ狩衣きたる侍を一人ぐしたり。誰やらんとみければ、冷泉中将定家朝臣なりけり。只今なにしまいるやらんとあやしくみるに、南庭へむかひて、わたどのゝ前なる八重桜のもとにいたりて立たり。花の比にもあらぬに梢をみあげて、やゝ久しく程へて、侍を木にのぼせて、枝一をきらせてをろさる。その枝を袍の袖ぐゝみにとりて出にけり。ことの様何とはしらねど優におぼえければ、内々そのやうを披露してけり。「花を賞してつぎ木にせむととらせけるにこそ」と御沙汰ありて、「そのしるしいひやるべし」と、みことのりありければ、女房伯耆、くれなゐのうす様に書てつかはしける

なき名ぞと後にとがむな八重桜うつさむやはかくれしもせじ
返し、

暮ると明くと君につかふる九重のやへさく花の陰をしぞ思ふ

◆六六三「順徳院御時侍従宰相定家大藏卿為長をして菊花を詠ぜしめ給ふ事」

順徳院御時、十月の比、侍従宰相定家卿・大藏卿為長卿参内して、各鬼間にてやまと・からの物語して候ける所へ、御前より、蒔たる硯のふたに菊した絵にしたる檀紙をしきて、菊花を一枝入て、「兩人見てまいらせよ」とて、兵衛内侍にもたせて出されたりければ、定家卿は、はしりたちてにげにけり。為長卿は、詩を作て奉りけるとなん。いと興ある事也。件詩たづねてしるすべし。定家卿にげられけるも、さだめてやうあるらん。ゆかしくこそ。

ともに他書に見えない説話ではあるが、前者の説話は和歌の贈答を含んでおり、後者の説話は和歌・漢詩に関わる説話である。いずれも、和歌や漢詩に対する関心から収集された説話であろうと想定される。

本稿において問題にしたいのは後者の第六六三話である——順徳天皇の在位中の十月のころ、藤原定家と菅原為長が参内して、それぞれが鬼間で和漢の談話をして祇候していたところへ、天皇の御前から、蒔絵を施した硯箱の蓋に菊を下絵に描いた檀紙を敷いて、菊花を一枝入れて、「兩人（これを）見て（詩歌を）進上せよ」という企図で、（順徳天皇女房）兵衛内侍に（菊花を入れた硯箱の蓋を）持たせて（鬼間に）出されたところ、定家卿は走り去って逃げてしまった。（一方で）為長卿は詩を作って進上したということである。たいへん趣のあることである。この詩については探して書き記そう。定家卿がお逃げになったのも、きつと理由があるのであろう。知りたいことだ——という内容の短い説話である。

一応は和歌（及び漢詩）に関わる説話ではあるけれども、「和歌」部（あるいは漢詩に関わる「文学」部）ではなく「草木」部の説話であり、詩歌関連の説話としては一見して特筆すべき内容はない（さらに言えば、「草木」である「菊」が話題に上るものでもあるが、草木説話としてもどこまで特筆すべきものなのかも疑問である）。そのため、この説話は和歌文学研究の視座から言及されることは殆どない。むしろ話題の中心は定家ではなく、みごとに漢詩を詠みおさせた菅原為長の方にあると言えるだろう。そういう事情もあつてか、当該説話は為長の能力の高さを示す逸話として紹介されることが多く、定家側から言えば、和歌を詠めずに逃げてしまったという不名誉な逸話として捉えられがちな説話なのである。⁽⁶⁾

確かに「和歌を詠まず逐電してしまった」という結果だけを見るならば、定家のマイナスイメージを伝える内容になってしまっている。しかしながら、説話の語り口が和歌を詠めなかつた定家を貶めるものとはなっていない点には

留意が必要だろう。何よりも定家が和歌を詠まずに逃げたことについて、説話の語り手が「さだめてやうあるらん、ゆかしくこそ」と評していることは等閑視すべきではないだろう。この評語は、編者がおそらくは和歌の興味でこの説話を採集したであろうことを考慮すれば、和歌を詠まずに逃げたことの背景に、定家の和歌に関する見識（いわば「歌学知」）があると編者は想定し、その「歌学知」を知りたいと考えているものと読むべきではないか。勿論、仮にそのような読みが妥当であったとしても、編者が知りたいとする「歌学知」は説話に書かれておらず、他出資料もなく、不明とせざるを得ない（そもそもそのような「歌学知」が本当に存在するのもかも定かではない）。ただし、それを検討することが全く不可能な訳ではない。説話に記された状況を手掛かりとすれば、ある程度の推測をすることは可能である。以下、説話内容の具体的考察を行うことで、説話の背景にあつたかも知れない「歌学知」について考えてみたい。

二、当該説話の具体的状況

説話の具体的な考察を始める前に、まずこの説話で語られている出来事が実際に起こったものであつたのか、考えなければならぬ。考えるべきは、この説話を著述するに当たって依拠した資料がどういった性格のものなのか、という点である。これに関しては、両説話において定家がどのような呼称で表示されているかという点が手掛かりとなりそうである。

第六六二話は「冷泉中将定家朝臣」、第六六三話は「侍従宰相定家」となっている。周知の通り定家の極位官は正二位・権中納言である。『古今著聞集』は定家没後の成立であるので、定家についてはその極官による呼称、例えば「京

極黄門」や「前権中納言」といった呼称で表記することも可能であるし、むしろその方が自然であると言える。しかしながら、そのようにはなっておらず、両説話とも極官ではなく説話年代当時の官職に基づく呼称で表記されているようである。⁽⁷⁾これが何を意味するかといえば、この両説話が同時代に書かれた文献資料に基づいて記された説話である、ということである。となれば実際の出来事を記している可能性は高いのではないだろうか。類話もなく、他資料には見えない逸話であることから、この話は広く流布したものではなかったらしい。そのような逸話が文字資料としてリアルタイムで書き記されているということは、伝承の類ではなく、事実に基づく記録であると考えるのが妥当なのではないだろうか。つまり、第六六二・六六三話は本稿の冒頭で引いた跋文でいうところの「たしかなること」に相当する説話であると考えるのである。

また、この定家の呼称が説話の出来事が起こった時のそれを反映しているとすれば、第六六三話の出来事の年代は特定可能である。「順徳院」こそさすがに後の諡号で呼ばれてはいるが、為長に関しては定家同様リアルタイムの官職で呼ばれているとみるべきであろう。つまり、定家が侍従宰相かつ為長が大蔵卿であった時期の説話になる。定家が侍従宰相であったのは、建保二（一二一四）年二月一日から建保四（一二一六）年三月二八日の間で、為長の任大蔵卿が建保三（一二一五）年四月一日なので、建保三（一二一五）年の十月の頃の出来事と推定できる。⁽⁸⁾

ともあれ、この説話の出来事が起こったのは順徳天皇在位期間中であることは明示されている。この時期に順徳天皇が和歌活動を積極的に行い、内裏歌壇が形成され、活発に和歌関連の催しが実施されていたことは和歌史上周知のことである。仮にこの説話が建保三年十月の出来事に基づくものである場合、具体的な催しを挙げるならば『内裏名所百首』の成立とほぼ同時期となる。⁽⁹⁾この時期、定家は順徳天皇歌壇で指導的役割を担っていたことも有名である。

一方で順徳天皇は漢詩文も愛好していた。唐沢正実氏は順徳天皇内裏での詩文関係の催しについてまとめている。⁽¹⁰⁾

それによれば、知られるだけでも二二件の催しが確認できるといふ。その二二件を列挙すると以下の通り。

- ① 建暦二年三月十三日庚申詩歌会・当座歌会
- ② 建暦二年五月十一日内裏詩歌合
- ③ 建暦二年六月頃内裏当座詩歌合
- ④ 建暦二年八月頃内裏当座詩歌合
- ⑤ 建暦二年九月十三日内裏詩歌合
- ⑥ 建暦二年十一月頃内裏当座詩歌合
- ⑦ 建暦二年十二月二十六日御書所作文
- ⑧ 建保元年正月十日内裏作文・和歌会
- ⑨ 建保元年二月二十六日内裏詩歌合
- ⑩ 建保二年二月三日内裏詩歌合
- ⑪ 建保三年正月六日殿上作文・和歌合
- ⑫ 建保四年正月十九日内裏詩歌合
- ⑬ 建保四年三月十五日内裏北野宮詩歌合
- ⑭ 建保四年十月三十日内裏作文会
- ⑮ 建保四年十二月八日中殿作文御会
- ⑯ 建保五年十月十日内裏作文会
- ⑰ 建保六年七月以前内裏作文会

⑱ 建保六年九月二十五日内裏当座詩歌会

⑲ 承久二年七月七日内裏七夕詩歌管絃御会

⑳ 承久二年七月三十日御書所作文

㉑ 承久二年八月二日御書所作文

㉒ 承久二年八月十五日大炊殿詩歌会

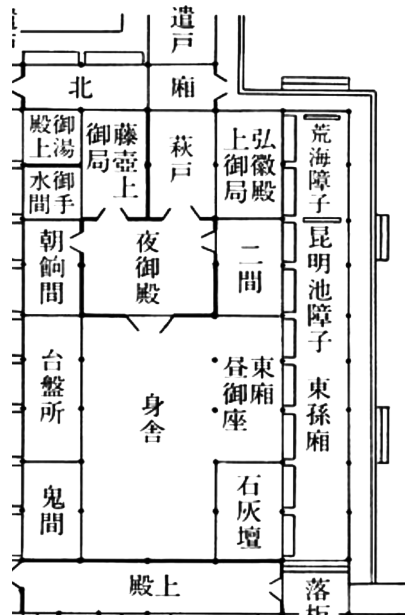
* 為長参加 (判明分) : ⑨ ⑩ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱
定家参加 (判明分) : ② ⑤ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

唐沢氏の指摘する通り、催しの開催は建暦二年から建保元年と建保四年以降に集中しており、順徳天皇の漢詩に対する関心の高さは時期により差があるようではあるものの、大きな目で見れば、「順徳天皇は漢詩について高い関心があった」ということは出来よう。そして当代を代表する儒者である菅原為長は順徳天皇の侍読であり、その漢詩面での指導的立場にあった人物ということになる。

先に掲げた一覧をみれば詩歌会・詩歌合という和歌・漢詩文の両面に關わるイベントの催行も目立ち、定家・為長はそれらの会に關与することが多かった。指導的立場での参与であろう。

まとめると、順徳天皇は和歌・漢詩の両面に高い関心を有しており、定家・為長は和歌・漢詩のそれぞれ指導的立場にあった人物であった。そうした兩名が、順徳天皇内裏の鬼間で「やまと・からの物語」をしていた、というのは、単なる雑談とみるべきではないだろう。

鬼間とは清涼殿の西庇南端二間で、東に母屋(身舎)、北に台盤所の接する部屋である(図参照、図は『角川古語大辞典』より転載、『禁秘抄』に「二間格子也。南間常不上。有覆簾。卷之。其内南北行立御厨子。置御膳具。南壁白沢王切鬼繪。櫛形者北障子際柱夾有二」とある)。『国史大事典』「鬼間」項にも言及がある通り、この説話と同じ



〈図〉

閑院内裏の出来事として、『平戸記』寛元三年（一二四五）二月十日条に、鬼間で公卿が議定を行い、天皇は台盤所でこれを聞いていたという記事がある。⁽¹⁾ 当該説話の流れを考えると、天皇の所在位置ははっきりとは書かれてはいないが、定家と為長による談話を聞いていたとみるべきであろう。むしろ形式的には、天皇に直接話している訳ではなく、例えば女房などに語っているという体裁をとり、あくまで天皇は聞き耳を立てているという状況であると思われる。しかしながら、順徳天皇の詩歌愛好を考慮すれば、天皇が聞いていることを前提にして兩人は「やまと」からの物語」を行っているものと考えるべきであろう。となれば、むしろこの説話は、天皇に対して、和歌に対する知識を定家が、漢詩に関する知識を為長がレクチャーしていた場面で起こった出来事とみるのが、適当なのではないか。

となると、定家・為長の両名は、どのような歌字知、詩字知について、天皇に講義していたのであろうか。この説話の関連資料がないためその全体像を突き止めるのは不可能ではあるけれども、以下、説話の記述から、可能な限り

具体的に考えてみたい。

三、「やまと・からの物語」の具体的内容を探る

この説話において、「やまと・からの物語」を聞いていた天皇は、女房に菊を持たせて、和歌・漢詩を詠ませようとした。ということとは、この時の話題の中心に「菊」があったのではないかと想像される。

改めて言うまでも無く、菊は和歌・漢詩双方において詠まれる素材である。それに関する知識についてレクチャーする、というのはいかにもありそうであろう。

また、この説話は「順徳院の御時の十月の比」と、わざわざ「十月」と月まで記してあるのも無視すべきではないだろう。この説話のもとになった資料に記述をそのまま引き写したものと考えられる。この「やまと・からの物語」の具体的内容は、「十月」の「菊」に関するものだったと考えるのが自然であると思われる。周知の通り「菊」は秋の花であり、その一方で「十月」は秋ではなく「冬」に当たる。「冬の菊」がどのような詠まれ方をするのか、という知識は、話題になりそうなものであるように思われる。

そもそも和歌において菊はどのように詠まれる素材か。勅撰集から数例の和歌を挙げる。

おなじ御時せられけるきくあはせに、すはまをつくりて菊の花うゑたりけるにくはへたりけるうた、ふきあげのはまのかたにきくうゑたりけるによめる　すがはらの朝臣

秋風の吹きあげにたてる白菊は花かあらぬか浪のよするか　（古今集・秋下・二七二）

菊の花のもとにて人の人まてるかたをよめる ともりの
花見つつ人まつ時はしるたへの袖かとのみぞあやまたれける（古今集・秋下・二七四）

藤原義忠朝臣

むらさきにやしほそめたるきくのはなうつろふいろとたれかいひけん

（後拾遺集・秋下・三五〇）

永承四年内裏歌合に残菊をよめる

中納言資綱

むらさきにうつろひにしをおくしものなほしらぎくとみするなりけり

（後拾遺集・秋下・三五八）

その色に着目すると、和歌に詠まれるのはもっぱら白菊で、それが重陽を過ぎて「残菊」になると、霜によつて色が紫に移ろう（「移菊」）、という詠まれ方をすることが端的に窺えよう。⁽¹³⁾ 菊の色となれば「黄色」も想定されるけれども、和歌において黄色の菊というものは基本的に問題にはされない。そもそも「黄（き）」という言葉は「和語」ではあるけれども、和歌に詠まれる「雅語」ではなかった。そのため、黄色の菊は読みづらいものであったものと想定される。勿論、色を明示せずに和歌に菊が詠まれる場合において、詠まれている菊が黄菊であるという可能性は否定できない。けれども、和歌において菊の「黄」という属性が問題にされることは基本的には無いのである。た

とえば仮に眼前の黄なる菊を詠んだとしても、その「黄色であること」は「菊」の和歌的「本意」ではないため、和歌でその色が強調されることはよほどのことでない限り無いものと思われる。

猶、黄色の菊の別称とされる「そがぎく」という語は和歌に詠まれはするものの、実は俊成・定家らの御子左家の歌学に関する問題を孕んでいる。⁽¹⁴⁾これについては次節で触れる。

この説話の出来事が起こった年次の直前に成立している勅撰集が『新古今和歌集』である。実はこの『新古今和歌集』は勅撰集における「菊」という素材の扱われ方の、一つの画期となっている。『新古今集』は秋部に三首、冬部に三首の菊の歌が収められている。

五十首歌たてまつりし時、菊籬月といへる心を 宮内卿

しもを待つ籬の菊のよひのまにおきまよいろは山のはの月（秋下・五〇七）

鳥羽院御時、内裏よりきくをめしけるに、たてまつるとて、むすびつけ侍りける

花園左大臣室

九重にうつろひぬとも菊の花もとのまがきを思ひわするな（秋下・五〇八）

題しらず 権中納言定頼

いまよりは又さく花もなきものをいたくなおきそ菊の上の露（秋下・五〇九）

うへのをのこども、菊あはせし侍りけるついでに 延喜御歌

しぐれつつかれ行く野辺の花なれば霜のまがきにはほふ色かな（冬・六二二）

延喜十四年、尚侍藤原満子に菊宴たまはせける時 中納言兼輔

菊の花手をりては見じはつ霜のおきながらこそ色まさりけれ（冬・六二二）

おなじ御時、大井河に行幸侍りける日

坂上是則

かげさへにいまはと菊のうつろふは浪のそこにも霜やおくらむ（冬・六二三）

これについては徳植俊之氏の論考に詳しい。『新古今集』において秋の部に収められるのはいずれも「移ろう」前の菊、即ち白菊であり、冬の部に入集するのはいずれも、「移ろった」後の菊、となっているのである。これは『新古今集』から新たに起こった傾向であり、『千載集』までは見られなかった傾向である。『千載集』までは白菊も紫に移ろった菊も、秋の部に入集していた。対して、『新古今集』では、「秋の菊＝九月の菊」と、「冬の菊＝十月の菊」との違いは、その色の状態によるのである。色の状態が秋と冬とを分かつという分類方法は、『新古今集』時代に成立したばかりの歌学知ということになる。そして「十月の菊」というものが話題に上ったときに、『新古今集』の撰者の一人であつた定家がこの知識を意識したであろうことは容易に想像できる。

猶、和歌に詠まれる菊の和歌的本意について述べる歌学書として、『和歌無底抄』が挙げられる。⁽¹⁶⁾

此題の歌はつねには籬によめり。「そがぎく」ともあり。一には黄なる草をいふべし。そのゆゑは承和天皇なにもみな黄なる色を愛し給へり。是によりて承和の菊といはんとにや侍らん、「そが菊」とよめり。一は山家、若は山路のそばなどにさけるをば、「そば菊」とは申すなり。「白菊」と云は九月ばかりの詞、「うつろふ」といふは十月に黄色にりんにいる名也。紫色是也。此紅はあかき色にくろきを入、秋の色は赤紅、冬の色はくろし。五行に向に、秋の冬にうつる色を紅にと云ふべし。戌亥の角の色也。尤おもひわかつべし。しかるに頭季卿歌に、
うすくこくうつろふ菊もおくつゆもひとりならぬたまかとぞみる（堀河百首）
此「うつろふ」いかが。答云、白菊も黄菊もともにあかく色づくをいへり。正説にはあらず。九月の中にすべき題也。うつろふ事は、すこしさきだちてきこゆるなるべし。

『国歌無底抄』は鎌倉時代後期頃の成立とされ、『古今著聞集』よりも少し後の成立の歌学書であり、傍線部の中「黄色にりんにいる」の文意が判然としないけれども、九月が白菊、十月が移ろうた色の菊、という歌学知が成立し、歌学書にも現れるようになるということは指摘しておきたい。やはり「菊」の詠法に関わる歌学知においてはその「色」が一つのポイントであり、そうした知識が授受される場合があったことは確かである。

そう考えるとこの説話で定家が順徳天皇に講じていた歌学知というのは、和歌に詠まれる菊の色に関する歌学知であつたのではないかと思われる。九月の菊は白菊であり、十月の菊は紫に変色した「移菊」が詠まれる。そのような菊をめぐる、季節と色に関する歌学知が、定家・為長による「やまと・からの物語」の中に出てきた可能性は高いのではないか。

また、同席していた為長も菊に関する漢詩の知識を講じていたものと考えるのが必然である。漢詩における菊の詠まれ方に関して、「色」に着目すると、明らかに和歌とは異なる傾向を見いだせる。当該説話の登場人物である為長撰による詩文作成のための語彙集である『文鳳抄』（草樹部）に菊の項目が存する。⁽¹⁷⁾以下に掲げる。

菊

芬々郁々 芬芳 郁烈 酷烈

雪 霜 星 金 紫 黄 色 艶 粧 籬 岸 潭 芳

薰 白 氣 皆以一字、有菊意。似星似金 似霜

黄花紫艶 粉粧 金精 玉蘂 玉英

秋西方、金位。菊金精。其花黄。故九月九日花開泛酒。

(後略)

残菊

寒艶 晩粧

晩艶 餘芳

秋後色 雪中粧

一叢悴 餘艶芳

重陽早過 微雪猶薫

ここには「紫」「黄」「白」の一字で菊の意を表すことが出来るという知見が示されている。また、和歌のように、色の状態によつて秋と冬とに分けられるという認識は希薄であることがわかる。さらに和歌との大きな違いとしては、「黄色」の菊も普通に詠まれる、むしろ菊の最も一般的な色が黄色であるといった認識が見て取れる。「残菊」の詠まれ方も、紫に変色した「移ろう色」が特徴的に問題にされる訳ではないようである。

これらを考え合わせると、この時の定家・為長の談義のメインテーマは、和歌・漢詩における菊の詠まれ方、とりわけ「十月の菊」の詠まれ方であつたのではないかと考えたい。となれば当然その差異は問題にならざるを得まい。

つまり、結論として、この説話の中で定家・為長が順徳天皇に講義していた内容というのは、和歌・漢詩における、菊の詠まれ方、特に冬の菊の詠まれ方、さらに和歌と漢詩との詠まれ方の傾向の違い、といったあたりにあつたものと思われる。恐らく、詠まれる「色」の違いあたりが話題の中心だつたのではないか。

勿論「この仮説が正しければ」という条件付きではあるけれども、和歌・漢詩の両面に高い関心を有していた順徳天皇の時代、その中で素材・景物の詠まれ方の和歌と漢詩との差異にも光が当てられていたことを、この説話は示唆していると言えるのでは無いだろうか。歌学書などを見るに、和歌の本説となる漢詩文が「歌学知」として記述されることはあつても、詠まれ方の差異というものはあまり話題には上らないように思われる。しかし詩歌会・詩歌合が盛行したこの順徳期には、そのような歌学知が講義されていた。そのような歌学書からはわからない歌学知の史的展

開の一面を示す説話として、この何気ない説話を読むことは、あながち的外れではないのではないか。

四、定家が逃げた理由

ここまで考察を行ってきたが、これらは実証というレベルではなく、あくまで「推測」及び「仮説」の域に留まるものである。テキストに記述がなく、テキストの記手自体も説話のもとになった史実の詳細についてはつきりとわかっていた訳では無さそうであるため、結局のところ今までの推測の上にさらに推測を重ねざるを得ないのであるが、説話の編者が知っていた「定家が和歌を詠まずに逃げてしまった理由」についても仮説を提示しておきたい。そもそもこの説話は、「定家ほどの歌人が詠めなかったのにも関わらず漢詩を即興で詠み得た為長の優れていること」を強調する説話として捉えられがちではあるが、いくらなんでも、定家が即興で菊の歌を詠めなかったとは考えられない。先に述べたように、十月の菊に関しては、漢詩と和歌とで詠み方に相違があった。となれば、やはり、ここで漢詩と和歌とで要求されるハードルが異なっていた可能性はないだろうか。

ところで、これを考えるに当たって無視できないのが、順徳天皇が差し出した菊の色は何色であったのだろうか、という問題である。例えば、仮に紫色の菊であった場合、通常の「移菊」を詠めば良い訳だから、天皇が寄越した菊は紫色ではなかったのではないか。また、白菊であった場合は、「十月になってもまだ移ろわない菊」を詠めば良いので、白菊でもなかった可能性が高い。

そこでその色が黄色であったと仮定しよう。その場合、どのような和歌・漢詩が詠まれることが求められるだろうか。

漢詩ならば、黄色の菊は問題なくかなり自由に詠むことが出来る。一方で和歌の場合、「十月には白菊が紫色に移ろう」という冬の菊の和歌的本意を踏まえた上で、「黄色の菊」という和歌では本来ならば問題にならないものを詠まなければならぬ、という二重のハードルがあり、明らかに和歌と漢詩とで難易度に差がある。

ところで先ほど少し触れたが、菊に関する難義語で、当時の歌学で問題になっていた語に「そがぎく」という語がある。次の『拾遺集』所収歌に見える語である。

かの見ゆる池辺にたてるそがぎくのしげみさえだの色のてこらさ

（雑秋・一一二〇・よみ人しらず）

この「そがぎく」とはどのようなものなのか、院政期の歌学において取り沙汰されていた。様々な説が打ち出されたが、その中で、「そがぎく」は「承和（ソガ）菊」であり、承和帝即ち仁明天皇が黄色を好んだことから、黄色の菊のことを指す」という有力な説が現れた。六条藤家が取る説である。

「そがぎく」は黄菊なり。承和のみかどはよろづの物きなる色をめてたまひて、菊も黄なるを愛したまひける也。されば承和菊と黄なるをいふ也。（奥義抄）

この説は——前掲の『和歌無底抄』でもそうであるが——後の非六条藤家歌学書にも見える説であり、有力な説として取り上げられる傾向にある。この「黄菊」説については現在の辞典類で「そがぎく」という語を引いた時にも第一に出てくる説となっている。⁽¹⁹⁾ そういった事情もあつて、我々はこの「黄菊」説を定説として捉えがちである。

それでは、俊成・定家らは「黄菊」説をどのように捉えていたか。

●『六百番歌合』（判者：藤原俊成）

十三番 九月九日 左持

頭昭

わけきつるなさけのみかはそがぎくの色もてはやす白たへのそで（四四五）

右

中宮権大夫

なが月のけふここぬかといひがほにをりえて見ゆるしらぎくの花（四四六）

右方申云、そがぎく其儀不審。左陳云、承和菊なり、承和は好黄色仍黄菊を云ふなり。右重申云、万葉集に、

「そがひ」といへるはおひすがひの心なり、さればきしなどにおひすがひにさきたるをいふなり。左方申云、
右歌無為無事。

判云、左歌、なさけのみかはなども、この歌にとりてはあしからざるべし。そがぎく、承和の菊のよしは近古より申す事なるべし。俊頼朝臣も、「黄なるひとときくにてあるべし」など申して侍るめり。又、右方にうたがひ申す、万葉集に「そがひ」といへる事にやと申すも、そのいはれなきにあらざるか。右歌無為無事とは侍るを、いひがほになどぞ不可庶幾詞に侍るべき。「そが菊」、又承和の御時のたしかなる証不勘之間、
可難「決ければ、持などにや。」

●藤原俊成『古来風体抄』（中世の文学）

筑波嶺の背向（そがひ）に見ゆる葦穂山悪しかる咎もさね見えなくに

「そがひ」とは、「追ひすがひ」などいふやうに見ゆるなり。されば、かの菊の歌に、
かの見ゆる岸辺に立てるそが菊のしがみ小枝の色のでこらさ

といへる歌も、向ひの岸に、そがひに見ゆるとよめるにや。「承和の帝の、黄なる色を好み給ひければ、黄菊を「承和菊」といふなり」と申事は、いつよりいふ事にか、おぼつかなし。

●藤原定家『僻案抄』拾遺一一二〇番歌注（東山御文庫本）

此哥、家々の積おなじく承和菊、黄菊、ひともときくなどくはしくかきためり。そも／＼大宝よりこのかた聖代治世にこのみたまへる物おほかれど、など天平・延暦・光仁といふ物はなくて、くだれる世の承和しも菊の名にはつきけるにか。不審あるべくや。万葉集に「そか」とつかへる詞、おなじ心おほくみゆ。「そかのむらとり」「そかひにみゆる」「竹そか」など、すべておひすがひなることを「そか」といへり。

これら『六百番歌合』判詞や『古来風体抄』『僻案抄』あたりを見ると、俊成・定家はその説を肯定的に捉えていなかったようである。明確な結論は得られてはいないようであるが、「おひすがひ」説（岸などに順々に連なつて咲いている菊をいう）に傾いていると思しい。

「菊の色」が講釈の俎上に上つていたとなると、「そがぎく」という語についても定家は言及していた可能性は高い。そうなると定家は黄色の菊を詠むにあつて「そがぎく」という詞を使えないことになる。黄色の菊を詠むのはいよいよ困難と言えるだろう。

このように、もし順徳天皇が詠めと出してきた菊が「黄色」であつたならば、定家を困らせるために意図的にやつたということにはなるが、定家が逃げた理由も理解が出来るのではないか。

以上、説話の編者が知りたかつた「定家が逃げた理由」についてひとつの仮説を提示してみた次第である。

おわりに

以上、説話の記述を手掛かりとして、説話の背景に存在していた歌学知について考察した。さらに説話の背景にあつたと思しき歌学知を糸口に説話の内容について踏み込んで考えてみた。結論として、『古今著聞集』「草木」部第

六六三話を順徳天皇内裏詩歌壇の一面を語る史料として位置づけてみた。

とはいえ結局のところ、資料が限定的であるため、推測の上に推測を重ねるものとなってしまった感は否めない。結果として恣意的な読解になってしまったことを恐れている。広く博雅の示教を乞う次第である。

〔注〕

(1) 『古今著聞集』編目の構成は以下の通り。

- 1 神祇 2 釈教 3 政道忠臣 4 公事 5 文学 6 和歌 7 管絃歌舞 8 能書 9 術道 10 孝行恩愛 11 好色
- 12 武勇 13 弓矢 14 馬藝 15 相撲強力 16 図画 17 蹴鞠 18 博奕 19 偷盜 20 祝言 21 哀傷 22 遊覧 23 宿執
- 24 闘諍 25 興言利口 26 怪異 27 変化 29 飲食 29 草木 30 魚虫禽獸

(2) 引用は『日本古典文学大系』による。

(3) 谷知子氏ほか『古今著聞集』巻第五「和歌第六」を読む(1)〜(4)、『フェリス女学院大学文学部紀要』47〜50、二〇二二〜二〇二五)など。

(4) 近年では櫻井利佳氏『古今著聞集』の和歌説話——家隆・定家説話にみる説話採択の方法——(『東洋大学大学院紀要』42、二〇〇五)ほか、櫻井利佳氏の諸論において、和歌説話の分析が行われているが、あくまで説話文学研究(『古今著聞集』研究)の一環としての考察である。

(5) 例えば、志村有弘氏「十訓抄」の編者について——菅原為長説再考——(『国文学研究』9、一九七三)は当該説話を以下の如く評価する。

「順徳院の御時」は、藤原定家が四十九歳から五十八歳の期間であり、もはや若輩と称するにはほど遠い

時期である。歌道における第一人者がその場を逃げ出し、為長は作詩をした。漢詩文における為長の自信とその場の得意さが彷彿とする説話である。

また、山崎誠氏「菅大府卿為長伝小考」(『中世学問史の基底と展開』和泉書院、一九九三)には以下の如き言及がある。

古今著聞集に載せるところの侍従宰相定家と大藏卿為長が順徳院に詩歌を召され、定家が逐電してしまつたという有名な譚は、少し後の事件であるが、為長の生真面目な性格を伝えるとともに、順徳帝の寵を擅にした得意な様子を窺うに足る逸話である。

(6) 注(3) 所掲櫻井氏論に両説話は以下のごとく評価されている。

(7) 「冷泉中将定家朝臣」は承元四年正月時点の定家の呼称として相応しいものであり、「侍従宰相定家卿」は順徳天皇在位中の呼称であり得る(『公卿補任』ほか諸記録参照)。

(8) この考証は注(3) 櫻井氏論において既になされている。『明月記』建保三年十月一日条に「雖参鬼間、依無便、不謁女房即退出」とあるが、この折のものは不明。

(9) 建保三年九月十一日下命、同年十月二十四日完成。

(10) 「順徳天皇内裏における詩歌合の盛行について」(『語文』65、一九八六)。

(11) 『平戸記』寛元三年(一二四五)二月十日条に公卿が鬼間で議定を行ったという記事があり、その時の状況について「此間主上於南障子内々聞召。頗令開障子口給。頭中将在長押下。自餘輩在渡殿。近習公卿侍臣等於鬼間東障子外聴聞。頗不穩事敷」(増補史料大成)と記述がある。

(12) 参考までに『和漢朗詠集』(秋・上・菊)所収摘句・和歌を挙げる。

菊

霜蓬老鬢三分白、露菊新花一半黃 白 (二二六)

不是花中偏愛菊、此花開後更無花 元 (二二七)

嵐陰欲暮、契松柏之後凋、秋景早移、嘲芝蘭之先敗 殘菊 紀 (二二八)

酈家村閭皆潤屋、陶家兒子不垂堂 善相公 (二二九)

蘭苑自慙為俗骨、槿籬不信有長生 保胤 (二七〇)

蘭蕙苑嵐摧紫後、蓬萊洞月照霜中 菅三品 (二七一)

ひさかたのくものうへにてみるきくはあまつほしとぞあやまたれける 敏行 (二七二)

こころあてにをらばやをらむはつしものおきまどはせるしらぎくのはな 躬恒 (二七三)

- (13) 和歌における菊の扱われ方については徳植俊之氏「菊歌攷―冬の菊歌をめぐって―」(『和歌文学研究』61、一九九〇) など参照。

- (14) 「そがぎく」という語について扱った論考として、東野泰子氏『奥義抄』から『僻案抄』へ―「そが菊」注にみる院政期歌学の様相」(『国語国文』66-2、一九九七) がある。

- (15) 注(13) 所掲徳植氏論考参照。

- (16) 『日本歌学大系』による。

- (17) 引用は『歌論歌学集成』による。猶、漢詩文での菊の詠まれ方について論じたものとしては本間洋一氏「菊の賦詩歌の成立―菊花詠の小文学史」(『王朝漢文学表現論考』和泉書院、二〇〇二) などがある。

- (18) 注(14) 所掲東野氏論考に言及されるように、「そが菊」を「そわ菊」とする『拾遺集』テキストも当時存在し

ており、「そがぎく＝承和菊」説の生成の背景には、そういったテキストの影響もあるだろう（あるいは「そがぎく＝承和菊」説がかかる異文を発生せしめたか。正確なところは不明である）。猶、「和」の漢音は「カ」であるので、「ソガ」に対して「承和」という漢字が当てられたとしても不自然ではない。

〔19〕例えば『角川古語大辞典』を見ると「植物名。黄色の菊。『奥義抄』に、「そがぎくは黄菊なり。承和のみかど（＝仁明天皇）は、よろづの物、きなる色をめだまひて、菊もきなるを愛し給ひけるなり。されば承和の黄なる菊をいふなり」とある。ただし、それより早く『俊頼髓脳』は、承和の帝愛好の一本菊（ひとときく）のこととしている。また、藤原俊成は、右のような、承和の帝が愛した菊の名とする説に疑問を投げかけ、「そがひ」の菊の意であるとする（古来風体・上）。他にも『正徹物語・下』などに異説はあるが、「そがいろ」との関係からは、承和の黄菊とすべきか。『増山井』には『袖中抄』の説を引いて承和菊と解したうえで、「俳諧には曾我にそへてもちゆ」とする。季語、秋」といった解説がなされている。

猶、一条兼良は文安三（一四四六）年『詩歌合』判詞において「そが菊は、そがひにはゆるといへる説にとりおかれ侍るにや」と述べる。

※和歌関連の本文引用は原則として『新編国歌大観』による。猶、本文の引用に当たっては一部表記を改めた場合がある。

〔附記1〕本稿は二〇二二年六月開催された第四三二回慶應義塾大学国文学研究会（於オンライン）において行った口頭発表の内容に基づく。また本稿はJSPS科研費JP18K2305の助成による研究成果の一部を含むもの

である。

〔附記2〕 口頭発表を行った際に次のような見解を賜った。即ち、六六二・六六三話は「順徳への忠誠を誓う意を込めた詩歌を詠めた／詠めなかった」という逸話としてセットで詠むべきであるという見解である。漢詩の場合、秋であっても冬であっても菊の詠み方はさほど変わらないので、「十月の菊」であっても天皇への忠誠の心を詠むことは容易に出来る。一方和歌の場合「十月の菊」は「移ろう菊」であるため、これにこと寄せて天皇への忠誠心を詠もうとすると「菊が移ろう」に「忠誠の気持ちが移ろう」ことが掛かってしまい、漢詩の場合と比べて詠みにくかったため、為長は漢詩を詠むことが出来、定家は出来なかった——というのが当該説話の内実なのではないかというご指摘である。本稿の立場とは異なるが、定家の逐電を合理的に説明することが出来る、一考すべき仮説であると考えられるのでここに附記しておく（ただし、そうであったとしても、編者は正解に辿り着いてはいないため、両説話をセットで読むべきという見解には従えない）。

〔附記3〕 稿者が慶應義塾大学院文学研究科在籍中に開講されていた岩松研吉郎先生担当の『古今著聞集』講読の授業（修士課程設置）において、稿者が当該説話を担当したことが本稿の始発となっている。その際に、岩松先生からは、本稿執筆のヒントとなるようなご助言を賜った。記して感謝申し上げる。